

愛知県少子化対策推進会議運営要領

(目的)

第1 この要領は、愛知県少子化対策推進会議開催要綱第6条に基づき、愛知県少子化対策推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2 会議は公開とする。ただし、会議が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項を議題とする場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(代理)

第3 構成員に事故その他やむを得ない事情があるときは、構成員の属する機関の職員又は団体の役員を代理として会議に出席させることができる。

附 則

この要領は、平成19年11月6日から施行する。